

土壤汚染調査うけたまわります

平成15年2月15日に土壤汚染対策法が施行されました。
土壤汚染により人の健康被害が発生するおそれがある場合、
調査義務があります。また、不動産取引等の際、土地の土壤汚染リスクを
評価する際にも有効な調査です。

・土地所有者の方へ

汚染がある場合は都道府県知事に報告する義務があります

・企業や金融機関の方へ

資産価値を適正に評価するためには調査が必要です

・不動産仲介業者の方へ

土地取引の仲介において汚染の有無が重要事項説明となります

<http://www.es-souken.co.jp>

 **(株)イーエス総合研究所**

(平成17年4月1日から「㈱北日本ソイル総合研究所」より社名変更いたしました)

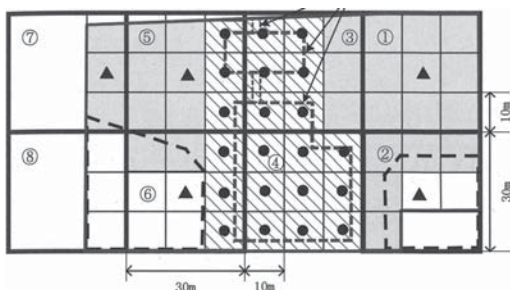
土壤汚染対策法に基づく指定機関
指定番号 環2003-1-30
平成15年1月20日指定

土壤汚染対策法に基いて、「土壤汚染の可能性を評価」
「汚染の有無を定量的に評価」致します。

営業品目

- 土地利用履歴調査(資料/聞き込みによる調査)
- 土壤ガス調査/表層付近の土壤溶出量・含有量調査
- 汚染状況調査(ボーリング試料を分析)
- 汚染した土壤の改良(特許出願中:特願2004-306865号)

コンサルテイング



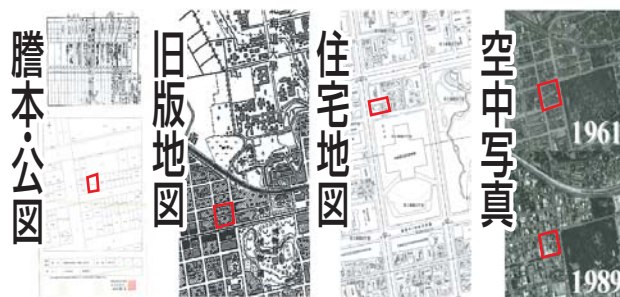
化学分析



土壤採取



資料による調査



土壤汚染対策法の定める特定有害物質

第一種特定有害物質 土壤ガス及び溶出試験	第二種特定有害物質 溶出及び含有試験	第三種特定有害物質 溶出試験
【揮発性有機化合物】 ●四塩化炭素 ●1,2-ジクロロエタン ●1,1-ジクロロエチレン ●シス-1,2-ジクロロエチレン ●1,3-ジクロロプロペン ●ジクロロメタン ●テトラクロロエチレン ●1,1,1-トリクロロエタン ●1,1,2-トリクロロエタン ●トリクロロエチレン ●ベンゼン	【重金属類】 ●カドミウム及びその化合物 ●六価クロム化合物 ●シアン化合物 ●水銀及びその化合物 (総水銀・アルキル水銀) ●セレン及びその化合物 ●鉛及びその化合物 ●砒素及びその化合物 ●ふっ素及びその化合物 ●ほう素及びその化合物	【農薬類】 ●シマジン ●チオベンカルブ ●チラウム ●PCB ●有機りん化合物

Environment (環境) Survey (調査/測量)の

ISO 9001・14001
認証

ES (株)イーエス総合研究所

(平成17年4月1日から「株式会社北日本ソイル総合研究所」より社名変更いたしました)

<http://www.es-souken.co.jp> 環境情報部 791-1947

●総合建設コンサルタント
建設コンサルタント登録(建15)第6399号
測量業登録第(7)8374号
計量証明事業登録(濃度・振動・騒音)
補償コンサルタント登録(補15)第4214号
担当 小口 智久 植松えり子

地質調査業(質15)第1079号
一級建築士事務所(石)第4848号
土壤汚染状況調査指定機関

本社	〒007-0895 札幌市東区中沼西5条1丁目8-1	TEL.011-791-1651(代)	FAX.011-791-5241
	ダイヤルイン	■総務部 791-1938	■営業部 791-1940
		■地質調査部 791-1945	■施工管理部 791-1941
		■設計部 791-1946	
函館支店	〒041-1214 北斗市東前76-55	TEL.0138-77-7131	FAX.0138-77-7126
帯広支店	〒080-0111 河東郡音更町木野大通東14丁目	TEL.0155-31-8933	FAX.0155-31-8593
北見支店	〒099-2104 北見市端野町端野2-11	TEL.0157-56-3576	FAX.0157-56-3578
道北支店	〒074-1273 深川市菅江町2丁目12-16	TEL.0164-26-3222	FAX.0164-26-3223
釧路支店	〒088-0606 釧路郡釧路町中央3丁目16	TEL.0154-40-5522	FAX.0154-40-5525
苫小牧支店	〒059-1364 苫小牧市沼ノ端920-95	TEL.0144-52-5501	FAX.0144-52-5505
伊達出張所	〒052-0014 伊達市舟岡町304-16	TEL.0142-25-7711	FAX.0142-25-7712